

犯罪に加担しないために



石川県警察本部

日本では、以下のような行為は、法律で禁止されています。

安易にお金が儲かるという話には要注意。
このような甘い誘いに乗ってしまうと、
①から⑤のような犯罪に加担してしまうこととなります。



① 現金の引き出し【犯罪収益移転防止法違反】

銀行口座に振り込まれたお金を引き出して、別の口座に送金するアルバイト

→そのお金は、不正送金や詐欺の被害金です。

② 現金の引き出し【窃盗罪等】

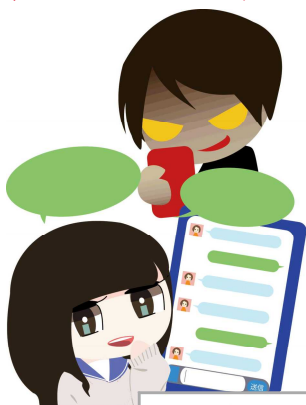
他人の口座を使って①の行為をしても、警察が捜査すれば、引き出した人が分かります。



③ 不正配送【詐欺罪等】

自宅に配送されてきた荷物を転送するだけで〇〇円がもらえる！？

→転送している品物は、詐欺や不正アクセスによる被害品です。



④ 口座売買【犯罪収益移転防止法違反】

「銀行口座を〇〇円で買い取ります」という儲け話

→その口座は、犯罪行為に使われます。

⑤ 携帯電話売買【携帯電話不正利用防止法違反】

「携帯電話を〇〇円で買い取ります」という儲け話

→その電話は、犯罪行為に使われます。

「知らなかった」
では済まされません

逮捕

強制送還



イラスト：

石川県立工業高校デザイン科作成